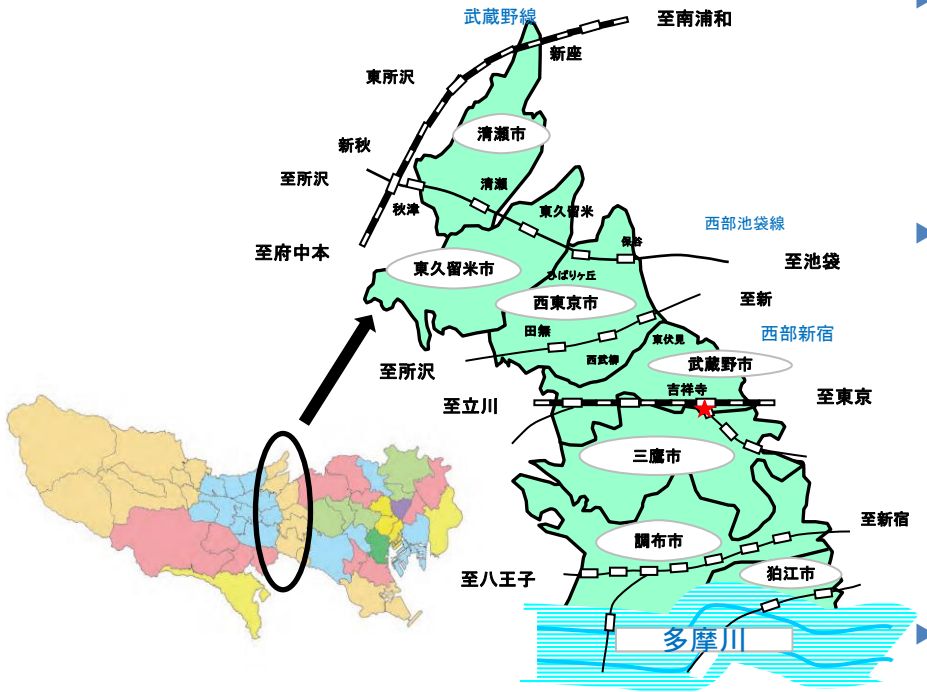


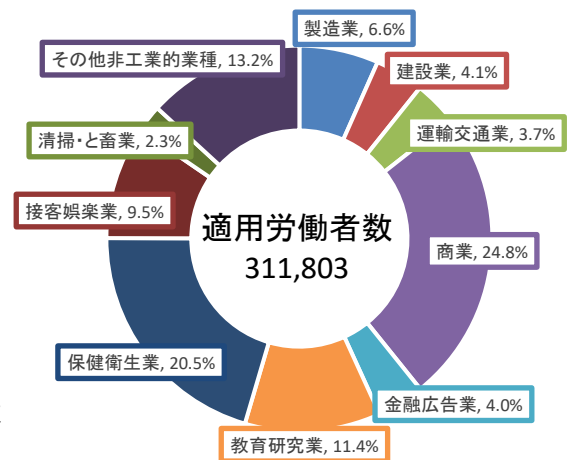
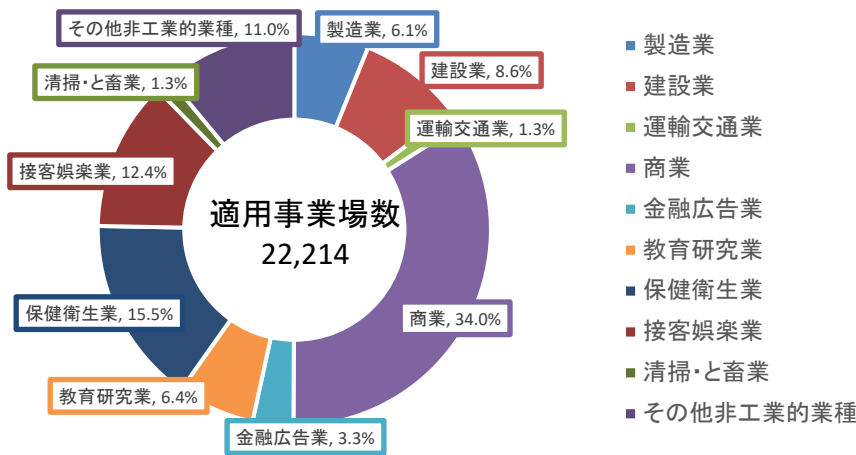
働く人と職場の未来をつなぐ

I 管内の概況



- ▶ 三鷹労働基準監督署は東京都多摩地区の東部、清瀬市、東久留米市、西東京市、武蔵野市、三鷹市、調布市、狛江市の7市を管轄しています。
- ▶ 管轄地域は都心から直線距離でおおむね20km圏内に位置し住宅地が広がっていますが、吉祥寺をはじめ各市の拠点駅周辺では商業、接客娯楽業が集積しています。また、郊外の閑静な環境から、大学や大規模病院、社会福祉施設、研究所が複数立地しています。
- ▶ 一方、住宅地の拡大により製造業の移転が相次ぎ、事業場数、就業者数ともに工業的業種の占める割合が低くなっています。

II 事業場の状況



当署管内の適用事業場数は22,214事業場、適用労働者数は314,803人です（令和3年経済センサスによる）。業種としては、商業が7,563事業場で34%、労働者77,399人で24.8%を占め、次いで保健衛生業が3,443事業場（15.5%）労働者数63,868人（20.5%）となっており、非工業的業種が適用事業場の84.0%、労働者数で85.6%を占めています。また、適用事業場の70.2%は常用労働者数9人以下の事業場です。

Ⅲ 三鷹署の取組

1 長時間労働の抑制

- (1) 時間外・休日労働時間が1か月あたり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、監督指導を実施します。
- (2) 過労死等を発生させた事業場に対しては、企業本社における全社的な再発防止対策の策定を定める指導を実施します。

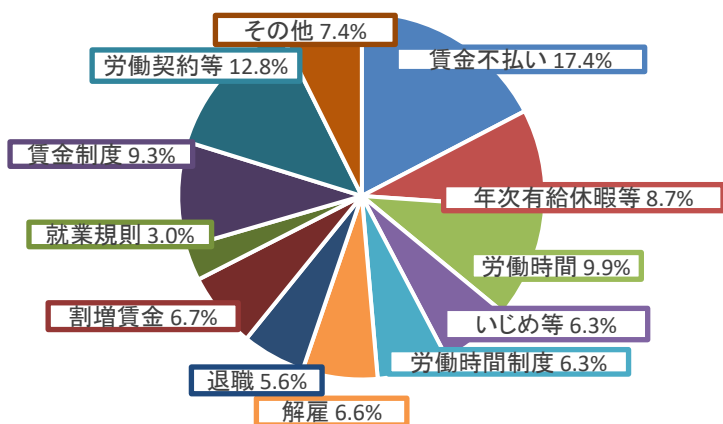
2 建設事業・自動車運転業務・医師等（令和6年度適用開始業務等）及び中小企業・小規模事業者等に対する支援

- (1) 建設業・自動車運転業務・医師等については、雇用管理改善の説明会を開催するほか、関係機関と連携し、民間工事発注者や荷主等も含めた業界全体に対する総合的な支援を行います。
- (2) 労働時間相談・支援（支援班）は、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、労働基準法の周知はもとより、各種助成金の活用や好事例の紹介等を中心としたきめ細やかな支援を引き続き実施します。
- (3) 働き方改革推進支援センターや働き方改革推進支援助成金の活用に向けた周知に努め、働き方改革に向けて適切な労務管理の導入等が図られるよう支援を行います。

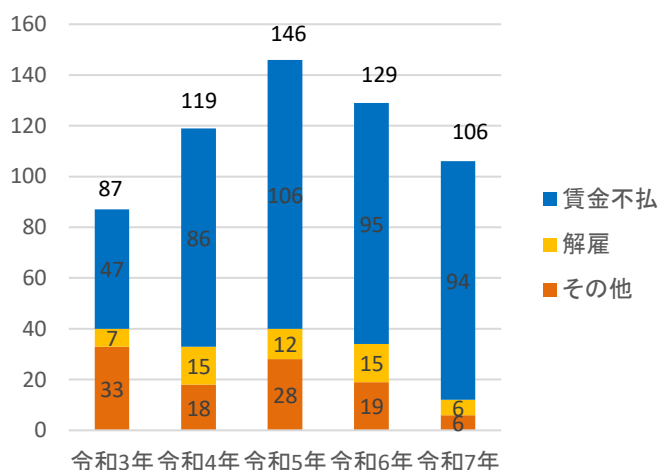
3 労働条件の確保・改善対策

- (1) 事業場における基本的な労働条件の枠組み及び管理体制を確立させ、これを定着させるよう、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。
- (2) 企業倒産に伴い賃金の支払いを受けられないまま退職した方の救済を図るため、未払賃金立替払制度の迅速・適正な運用を行います。
- (3) 外国人労働者・自動車運転者・障がい者の労働環境を適正なものとするため、関係機関との連携のもと、労働基準関係法令の遵守の徹底を図ります。

令和7年 労働相談の状況(全8938件)



申告処理状況



4 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

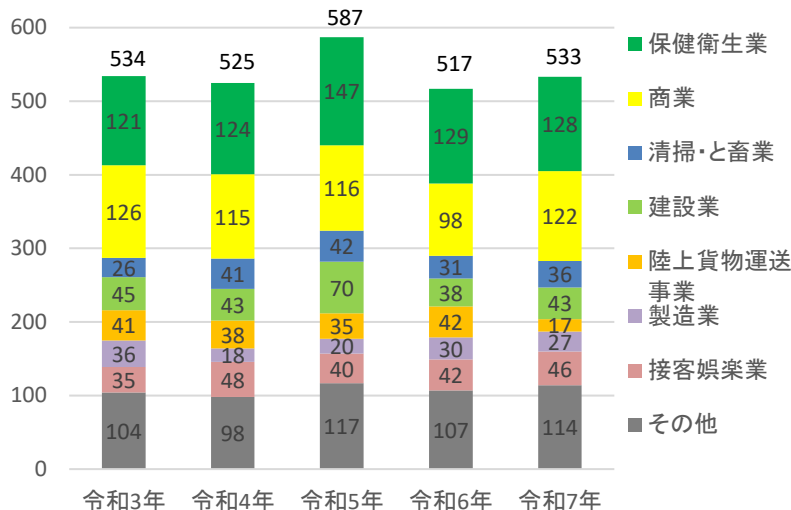
- (1) 最低賃金額の改正等については、各種団体等の協力を得て、使用者、労働者等に周知徹底を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等に対して重点的に監督指導を行います。併せて、業務改善助成金をはじめとした中小企業・小規模事業者への支援策の周知・利用促進に努めます。
- (2) 事業主の皆様が、賃金引き上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等の資料を提供する等、企業の賃金引き上げへの支援等を行います。
- (3) 中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ」に基づき、最低賃金・賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行います。

5 安全確保対策

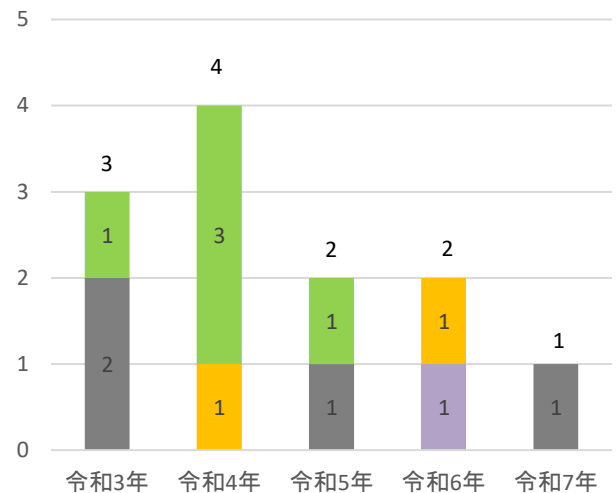
当署管内では令和7年は死亡災害が1件、死傷災害が533件発生し、死傷災害は前年と比べて16件増加しました。業種別では、保健衛生業、商業、接客娯楽業、建設業で死傷災害が多く発生しています。

令和8年度は、第14次労働災害防止計画（5か年）の4年目であり、「SafeWork TOKYO」の下、「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」」をキャッチフレーズに、建設業や第三次産業をはじめとした労働災害防止対策、メンタルヘルス・健康確保対策等を一層推進します。

休業4日以上死傷災害の推移



業種別死亡災害発生状況



(1) 高齢労働者の労働災害の防止

高齢者の雇用者数の増加に伴い、転倒を始めとした高齢労働者の身体機能の低下等に起因する労働災害が増加していることから、令和8年4月に施行された「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく労働災害防止対策の徹底について周知・啓発を図ります。

(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害の防止

社会福祉施設及び小売業を中心として増加する行動災害への対策として、「育成支援」を実施するとともに、中央労働災害防止協会が実施する「中小企業事業場安全衛生サポート事業」の利用勧奨を行い、自主的な安全衛生活動の導入・定着を図ります。

(3) 墜落・転落災害防止対策

墜落・転落災害防止に向けて、足場の点検を行う際の点検者の指名等の措置の徹底を図るとともに、「手すり先行工法等に関するガイドライン」、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知を行い、取組の促進を図ります。

6 健康確保対策

定期健康診断結果報告等によると、図のとおり「何らかの所見を有する」労働者の割合は高止まりの状況にあります。

また、ストレスチェックの結果等の報告によると、面接指導を受けた労働者（高ストレス者）が図のとおり報告されています。

当署では職業性疾病の予防及び労働者の健康保持促進のため、下記の取組を実施します。

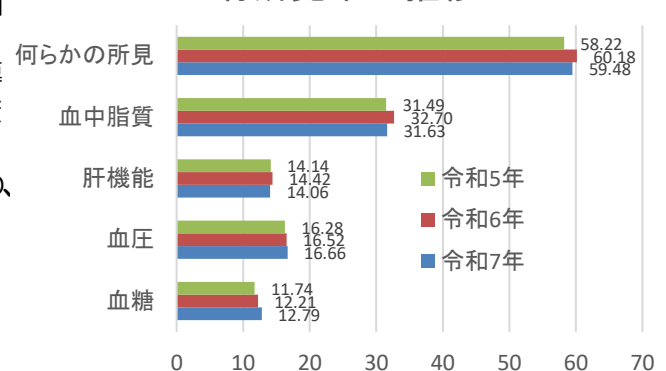
(1) 労働者の健康確保対策として、事業場における労働衛生管理体制の確立、長時間労働者に対する面接指導の実施等の措置の徹底を図ります。

(2) ストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう指導等を行います。

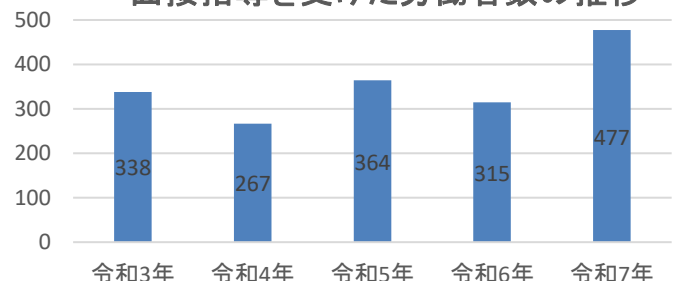
(3) 改正労働法により、治療と就業の両立支援のための環境整備等が事業主の努力義務になったことから、「治療と就業の両立支援指針」等の周知・啓発を行います。

(4) 化学物質による健康障害防止対策として、化学物質管理者の選任をはじめ、SDS（Safety Data Sheet（安全データシート））等による危険性・有害性情報的確な通知、SDS等に基づくリスクアセスメントの実施、保護具等の使用等が適切に実施されるよう指導等を行います。

定期健康診断検査項目別
有所見率の推移



ストレスチェックにおける
面接指導を受けた労働者数の推移

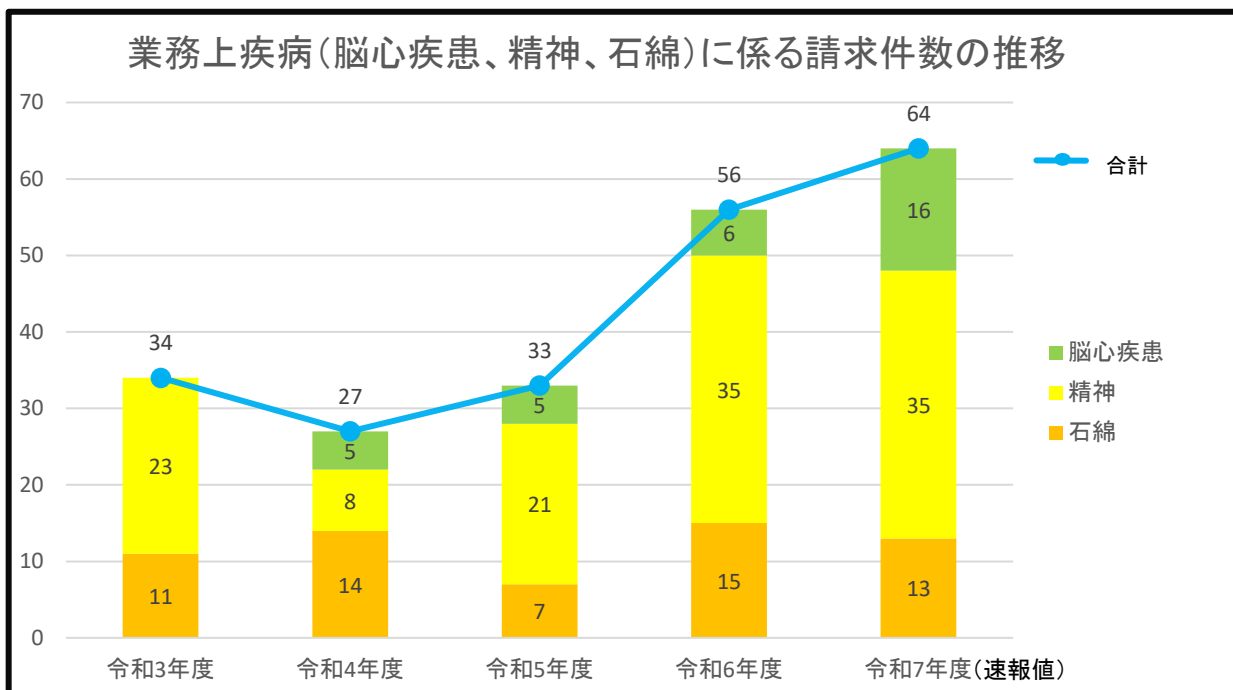


- (5) 石綿（アスベスト）使用の建築物等の改修・解体作業に対し、適切な事前調査の実施、報告等を徹底させ、届出審査、店社や現場への立入調査等により、適切なばくろ防止措置の徹底を図ります。
- (6) 第10次粉じん障害防止総合対策（5か年）に基づき、粉じん障害防止対策のより一層の推進を図ります。
- (7) 職場における熱中症予防対策を徹底するため、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、令和8年3月に定められた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策等の熱中症予防に関する周知・啓発を行います。

7 労災補償対策

労災保険は、原則として、労働者を使用するすべての事業場に適用され、業務上の災害又は通勤災害による労働者の負傷・疾病・障害・死亡等に対して、被災労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う制度です。

- (1) 労災保険の窓口において、懇切・丁寧な相談対応に努めます。
- (2) 被災された労働者の方からの療養や休業、後遺障害に関する労災請求、ご遺族の方からの労災請求について、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定を行います。
- (3) 脳・心臓疾患、精神障害等の労災請求について、迅速・適正な処理を行うとともに、関係部署への速やかな情報提供により、適正な労働時間の把握の徹底を図ります。
- (4) 石綿関連疾患の労災請求について、効率的な調査を行い、迅速・適正な処理を行うとともに、適正な給付のため、労災請求の勧奨を行います。
- (5) 労災年金手続きの際に取得した個人番号（マイナンバー）及び特定個人情報の取扱いにあたっては厳格な安全管理措置を講じます。



三鷹労働基準監督署

〒180-8518 東京都武蔵野市御殿山1-1-3 クリスタルパークビル3階

電話 方面 0422-67-0651
 安全衛生課 0422-67-1502
 労災課 0422-67-3422
 総合労働相談コーナー 0422-67-6340



(令和8年4月)